

## 加西市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項等)

第2条 条例第6条に規定する請求は、公文書開示請求書（様式第1号）により行う。

2 条例第6条第3号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分

(2) 条例第5条第5号に掲げるものにあつては、その利害関係の内容

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

(1) 公文書の開示を行う旨の決定を行った場合 公文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部開示を行う旨の決定を行った場合 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）

(3) 公文書の開示を行わない旨の決定を行った場合 公文書不開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書開示決定期間延長通知書（様式第5号）により行う。

3 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行う。

(第三者に対する意見提出の機会の付与等)

第4条 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書開示に係る意見書提出機会付与通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第14条第2項に規定する意見書は、開示に対する意見書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第9号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第5条 条例第15条に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合 視聴又は複製物の交付

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、コンパクトディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

(閲覧の停止等)

第6条 市長は、開示決定を受けたものが、公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(審査請求の手續)

第7条 条例第17条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求は、公文書開示決定等審査請求書（様式第10号）により行うことができる。

2 実施機関は、第17条第2項に規定する却下を行うときは、公文書開示決定等審査請求却下裁決通知

書（様式第11号）により、審査請求人に通知しなければならない。

- 3 条例第17条第2項に規定する諮問は、公文書開示決定等審査諮問書（様式第12号）により行うものとし、合わせて、情報公開審査会諮問通知書（様式第13号）により、審査請求人に情報公開審査会に諮問した旨を通知しなければならない。
- 4 実施機関は、条例第17条第2項に規定する裁決を行ったときは、次の各号に定めるところにより、審査請求人に通知しなければならない。
  - （1） 審査請求を棄却する裁決をしたとき 公文書開示決定等審査請求棄却裁決通知書（様式第14号）
  - （2） 審査請求を認容する裁決をしたとき 公文書開示決定等審査請求容認裁決通知書（様式第15号）  
（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

加西市長 様

請求者 住所 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名

担当者氏名

電話番号 ( ) -

加西市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求する公文書の 内容又は件名		
2 請 求 の 目 的		
3 公文書の開示を請求することができるものの区分	(1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内に所在する学校に在学する者 (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	
4 事務所 若しくは 事業 所又は 学校	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	( ) -
5 利害関係の内容		
6 希望する公開区分	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付 (3) 写しの送付	
受付年月日 年 月 日	所管課名	公文書の件名

注 1 太線内のみ各欄に必要事項を記入してください。

2 3 の欄は、(1)から(5)までのうち、該当するものを1つ○で囲んでください。

3 4 の欄は、3 の欄で(2)から(4)までに該当する場合に記入してください。

4 5 の欄は、3 の欄で(5)に該当する場合に記入してください。

5 6 の欄は、希望する公文書の開示の区分を○で囲んでください。

様式第2号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

加西市長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することを決定したので、加西市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

1 公文書の内容又は件名	
2 開示日時	平成 年 月 日 (金) 午前 時 分より 午後
3 開示場所	
4 所管課名	部 課 電話番号 ( ) ー 内線
5 備考	

注1 2の欄の指定日時にご都合が悪い場合は、あらかじめ所管課にご連絡ください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員にご提示ください。

様式第3号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

加西市長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり公文書の一部の開示を行うことと決定したので、加西市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。なお、この決定について不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に加西市長に対して審査請求をすることができます。

1 公文書の内容又は件名	
2 開示日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分より 午後
3 開示場所	
4 公文書の一部の開示を行わない理由	加西市情報公開条例第 条第 号該当
5 公文書の一部開示を行わない理由が消滅する時期等	
6 所管課名	部 課 電話番号 ( ) — 内線
7 備考	

- 注 1 2の欄の指定日時にご都合が悪い場合は、あらかじめ所管課にご連絡ください。
- 2 5の欄は、請求のあった公文書の一部の開示を行わない理由が消滅する時期等をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以後改めてご請求ください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員にご提示ください。

様式第4号 (第3条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

加西市長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり公文書の開示を行わないことと決定したので、加西市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に加西市長に対して審査請求をすることができます。

1 公文書の内容又は件名	
2 公文書の開示を行わない理由	加西市情報公開条例第 条第 号該当
3 公文書の開示を行わない理由が消滅する時期等	
4 所 管 課 名	部 課 電話番号 ( ) ー 内線
5 備 考	

注1 3の欄は、請求のあった公文書の開示を行わない理由が消滅する時期等をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以後改めてご請求ください。

様式第5号 (第3条関係)

公文書開示決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

加西市長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、加西市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

1 公文書の内容又は件名	
2 決定期間の満了日	年 月 日
3 決定延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 決定延長の理由	
5 所管課名	部 課 電話番号 ( ) ー 内線
6 備考	

注1 延長後の決定期間満了日以内に、公文書の開示を行うか否かの決定を通知します。

様式第6号 (第3条関係)

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

加西市長 印

年 月 日付けの開示請求については、加西市情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定又は不開示決定の期間を延長したので通知します。

公文書の内容又は件名	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
公文書のうち、相当の部分について開示決定又は不開示決定をする期間の満了日	年 月 日
年 月 日までに開示決定又は不開示決定をする公文書の件名又は内容	
残りの公文書について開示決定又は不開示決定をする期限	年 月 日
加西市情報公開条例第13条を適用する理由	
所 管 課 名	部 課 電話番号 ( ) ー 内線



様式第7号 (第4条関係)

公文書開示に係る意見書提出機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

加西市長 印

加西市情報公開条例第6条の規定により、 年 月 日付けで開示請求のあった公文書には、あなたの に関する情報が記録されています。

つきまして、開示請求に係る公文書について、次の理由により開示決定をすることに対して、あなたは加西市情報公開条例第14条第2項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、開示決定をすることに対する意見を具体的に記入の上、 年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る公文書	件名又は内容及び作成又は取得の時期	
	記録されているあなたの に関する情報の内容	
	開示決定をする理由	(加西市情報公開条例第7条第1号イ該当・同条第2号ただし書該当・第9条該当)
意見書の提出先	部 課 電話番号 ( ) ー 内線	
備考		

開示に対する意見書

第 号  
年 月 日

加西市長 様

住所 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名

担当者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号（ \_\_\_\_\_ ） - \_\_\_\_\_

年 月 日付で照会のありましたことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る 公文書の件名等	
意 見	<input type="checkbox"/> 開示されても支障が生じない。
	<input type="checkbox"/> 開示されると支障が生じる。
	理由（開示されることにより、予想される不利益の内容について、 できるだけ具体的に記入してください。）

様式第9号 (第4条関係)

開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

加西市長 印

年 月 日付けで、あなたから、公文書を開示することについて反対意見書の提出があった公文書の開示請求については、加西市情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり開示決定をしたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
開示決定の日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
所 管 課 名	部 課 電話番号 ( ) ー 内線
備 考	

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加西市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加西市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書開示決定等審査請求書

年 月 日

加西市長 様

(審査請求人)

住所

氏名

印

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分

( ) が 年 月 日付けで審査請求人に対して行った  
( ) の処分

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求の趣旨	の裁決を求める。
審査請求の理由	審査請求に係る処分は、次のとおり不当である。 (具体的理由)

様式第11号（第7条関係）

公文書開示決定等審査請求却下裁決通知書

第 号  
年 月 日

（審査請求人）

住所

氏名 様

加西市長 印

あなたが 年 月 日付けで提起した 処分に係る審査請求  
について、次のとおり裁決したので通知します。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

1 審査請求の趣旨及び理由

（1）趣 旨

（2）理 由

2 判 断

以上、本件審査請求は、不適法といわざるを得ない。

よって、行政不服審査法第45条第1項の規定により主文のとおり裁決す  
る。

第 号  
年 月 日

加西市情報公開審査会会長 様

公文書開示決定等審査諮問書

加西市長 印

年 月 日付けで行った公開の決定等に対し、年 月 日付けで、行政不服審査法第2条の規定により、審査請求がありましたので、加西市情報公開条例第17条の規定により、諮問します。

審査請求のあった公文書の件名	
不服の内容	
決定の根拠及び具体的理由	
関係書類	(1) 審査請求書の写し (2) 公文書開示請求書の写し (3) 決定通知書の写し (4) その他必要な資料（不服申立ての対象となった情報の写し等）
所管課名	
備考	

第 号  
年 月 日

情報公開審査会諮問通知書

様

加西市長 印

年 月 日付けの審査請求については、加西市情報公開条例第17条第2項の規定により、加西市情報公開審査会に諮問しましたので、通知します。

公文書の名称	(記録の名称)
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示する <input type="checkbox"/> 一部を開示する <input type="checkbox"/> 開示しない <input type="checkbox"/> 情報の不存在 <input type="checkbox"/> その他
審査請求日	年 月 日
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
所管課名	
備考	

様式第14号 (第7条関係)

公文書開示決定等審査請求棄却裁決通知書

第 号  
年 月 日

(審査請求人)

住所

氏名 様

加西市長 印

あなたが 年 月 日付けで提起した 処分に係る審査請求  
について、次のとおり裁決したので通知します。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣 旨

(2) 理 由

2 判 断

よって、本件審査請求は、理由がないので、行政不服審査法第45条第2  
項の規定により主文のとおり裁決する。



公文書開示決定等審査請求認容裁決通知書

第 号  
年 月 日

（審査請求人）

住所

氏名 様

加西市長 印

あなたが 年 月 日付けで提起した 処分に係る審査請求  
について、次のとおり裁決したので通知します。

主 文

（実施機関名）が 年 月 日付け第 号で行った処分を  
（全部 一部）取消す。

理 由

1 審査請求の趣旨及び理由

（1）趣 旨

（2）理 由

2 当庁の認定事実及び判断

（1）認定事項

（2）判断

よって、本件審査請求は、理由があるので、行政不服審査法第46条第1  
項の規定により主文のとおり裁決する。